

第1条（提携カード名称）

本カードは、公益財団法人札幌市芸術文化財団（以下「提携先」という）と株式会社ほくせん（以下「当社」という）が提携して発行するもので、Kitara Club カード（以下「カード」という）と称します。

第2条（ほくせんカード会員規約との読み替え）

ほくせんカード会員規約（以下「会員規約」という）、会員保障制度、個人情報の取扱い、及び他に定める特約にある「クレジットカード」及び「ほくせんVISAカード」又は「ほくせん JCB カード」は、第1条で定めるカード名称に読み替えるものとします。

第3条（特典及びサービスの利用）

- 1 会員は、当社が提供する特典及びサービスを受ける場合、当社所定の方法でその提供を受けるものとします。
- 2 会員は、提携先が提供する特典及びサービスを受ける場合、提携先所定の方法でその提供を受けるものとします。

第4条（年会費）

会員は、入会金、カード発行登録事務手数料及びカードサービスの維持に係る費用として、当社から別途会員へ通知される年会費を支払うものとします。なお、カード年会費は理由のいかんに係らず返還しないものとします。

第5条（個人情報の提供）

会員は、本契約に係るカード会員特典等のサービスの提供を受けるために、当社が提携先に対し必要な保護措置を講じた上で、個人情報の取扱い第1条の個人情報のうち、必要な範囲で提供することに同意します。

第6条（本特約の変更）

- 1 当社は、会員への事前通知又は承諾なくして、本特約を随時変更することが出来るものとします。この場合、当社は、当社ホームページへの掲載その他当社が適当と判断する方法により直ちに会員に通知するものとします。
- 2 会員は、本特約の変更後カードを利用した時点で、当該変更内容を承諾したものとみなします。

第7条（会員規約の優先）

本特約に定めのない事項もしくは当社が別に定める会員規約と本特約の内容が一致しない場合については、会員規約が優先的に適用されるものとします。